

二以上事業所勤務被保険者に係る保険料計算の考え方について

二以上事業所勤務被保険者に係る基本的な保険料の算出方法について

保 険 料	A=選択事業所における報酬月額(円単位) B=非選択事業所における報酬月額(円単位) Z=AとBの合算報酬月額から求めた標準報酬月額 Y=保険料率(一般分)
賞与保険料	A=選択事業所における賞与額(円単位) B=非選択事業所における賞与額(円単位) Z=AとBを合算して求めた標準賞与額 Y=保険料率(一般分)

- 選択事業所の負担する額 = $Z \times Y \times \frac{A}{A+B}$
- 非選択事業所の負担する額 = $Z \times Y \times \frac{B}{A+B}$

小数点以下の桁数について

健康保険料・・・小数点1桁までを保険料計算に使用

厚生年金保険料・・・児童手当拠出金・・・小数点2桁までを保険料計算に使用

(参考1) 選択事業所、非選択事業所がいずれも厚生年金基金加入の場合の保険料告知

保 険 料 A=選択事業所における報酬月額(円単位) C厚生年金基金加入
 B=非選択事業所における報酬月額(円単位) D厚生年金基金加入
 Z=AとBの合算報酬月額から求めた標準報酬月額
 Y=保険料率(一般分) C=免除料率(選択事業所分) D=免除料率(非選択事業所分)

賞与保険料 A=選択事業所における賞与額(円単位) C厚生年金基金加入
 B=非選択事業所における賞与額(円単位) D厚生年金基金加入
 Z=AとBを合算して求めた標準賞与額
 Y=保険料率(一般分) C=免除料率(選択事業所分) D=免除料率(非選択事業所分)

$$\cdot \text{選択事業所の負担する額} = Z \times (Y - C) \times \frac{A}{A+B}$$

$$\cdot \text{非選択事業所の負担する額} = Z \times (Y - C) \times \frac{B}{A+B}$$

※Cの基金を選択することによって、Dの基金の加入員でなかったものとされるため、保険料免除料率は選択事業所分(C)を用いることになる

※小数点以下の桁数について

健康保険料・・・小数点1桁までを保険料計算に使用

厚生年金保険料・・・児童手当拠出金・・・小数点2桁までを保険料計算に使用

(参考2) 選択事業所が厚生年金基金加入、非選択事業所が厚生年金基金未加入の場合の保険料告知

保 険 料	A=選択事業所における報酬月額(円単位)	C厚生年金基金加入
	B=非選択事業所における報酬月額(円単位)	
	Z=AとBの合算報酬月額から求めた標準報酬月額	
	Y=保険料率(一般分)	C=免除料率(選択事業所分)
賞与保険料	A=選択事業所における賞与額(円単位)	C厚生年金基金加入
	B=非選択事業所における賞与額(円単位)	
	Z=AとBを合算して求めた標準賞与額	
	Y=保険料率(一般分)	C=免除料率(選択事業所分)

$$\cdot \text{選択事業所の負担する額} = Z \times (Y - C) \times \frac{A}{A+B}$$

$$\cdot \text{非選択事業所の負担する額} = Z \times (Y - C) \times \frac{B}{A+B}$$

小数点以下の桁数について

健康保険料・・・小数点1桁までを保険料計算に使用

厚生年金保険料・・・児童手当拠出金・・・小数点2桁までを保険料計算に使用

(参考3) 選択事業所が厚生年金基金未加入、非選択事業所が厚生年金基金加入の場合の保険料告知

保 険 料	A=選択事業所における報酬月額(円単位) B=非選択事業所における報酬月額(円単位) D厚生年金基金加入 Z=AとBの合算報酬月額から求めた標準報酬月額 Y=保険料率(一般分) D=免除料率(非選択事業所分)
賞与保険料	A=選択事業所における賞与額(円単位) B=非選択事業所における賞与額(円単位) D厚生年金基金加入 Z=AとBを合算して求めた標準賞与額 Y=保険料率(一般分) D=免除料率(非選択事業所分)

$$\cdot \text{選択事業所の負担する額} = Z \times Y \times \frac{A}{A+B}$$

$$\cdot \text{非選択事業所の負担する額} = Z \times Y \times \frac{B}{A+B}$$

小数点以下の桁数について

健康保険料・・・小数点1桁までを保険料計算に使用

厚生年金保険料・・・児童手当拠出金・・・小数点2桁までを保険料計算に使用

(参考4) 事業所が健康保険組合加入の場合の保険料告知

- **選択事業所が健康保険組合加入の事業所の場合**

厚生年金保険料、児童手当拠出金について、保険料告知を行う。

- **選択事業所が健康保険組合未加入の事業所の場合**

健康保険組合に加入していない事業所と同様の保険料告知を行う。